

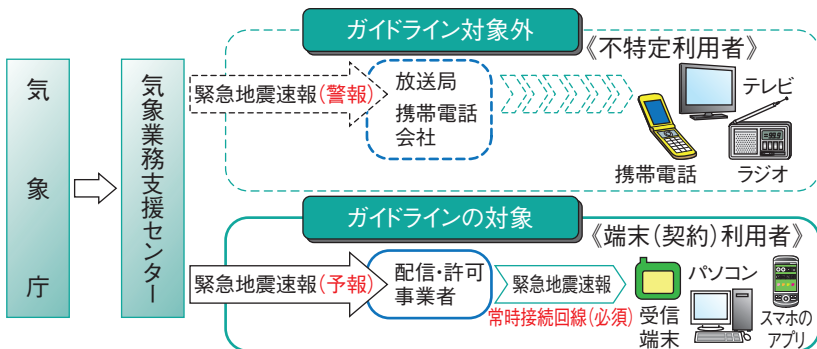


第4章 導入に向けて

緊急地震速報（予報）の受信端末や配信サービスを選択する際の参考となる事項について、気象庁では「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」と呼びます）を公開しています。さらに、端末を製造・販売する事業者には、製品やサービスについて利用者が購入前に確認できるように、パンフレットやホームページなどでガイドラインへの対応状況を明示することを求めています。緊急地震速報（予報）の導入にあたっては、各事業者から公開されているガイドラインへの対応状況を確認し、安心して使用できる製品・サービスを選択しましょう。本章では、ガイドラインに記載されている主な項目について説明します。詳しくは気象庁ホームページをご覧ください。（<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/katsuyou/receive.html#yohou>）

4.1 ガイドラインの対象範囲

ガイドラインは、緊急地震速報（予報）や地震動の予報（揺れの大きさ、猶予時間などの予測情報）を受信する端末、端末を動作させるための配信サービスを対象としています。テレビ、ラジオ、同報機能を持つ携帯電話などの緊急地震速報（警報）を広く一般に知らせる装置については、ガイドラインの対象外です。



※チャイム音を検出して音量をあげる「緊急地震速報検知ラジオ」についても、利用者に説明及び公開することが求められています。

図13 ガイドラインの対象範囲

4.2 緊急地震速報（予報）の発表と報知について

気象庁から緊急地震速報（予報）が発表されてから、強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、気象庁が情報を発表してから端末が報知・制御を開始するまで平均して1秒以内であることを推奨しています。

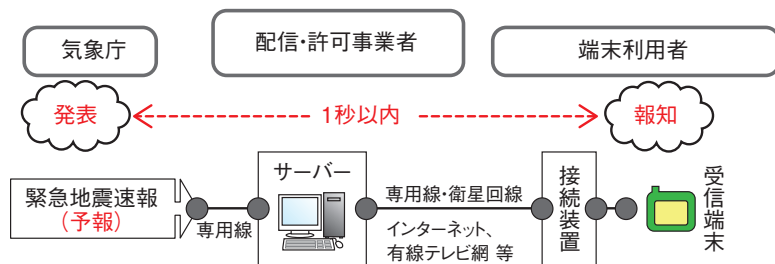


図14 緊急地震速報の報知

《端末での報知内容について》

緊急地震速報の報知を行う場合、短い猶予時間の中で適切な行動を促す必要があるため、次の報知を行うことを推奨しています。

[報知方法]

緊急地震速報が提供されたことと、揺れに対してとるべき行動を端的に伝えることが推奨されています。不特定多数向けの報知音としてNHKチャイム音（最大予測震度5弱以上、または長周期地震動階級3以上の場合のみ）が推奨されています（不特定多数の人が利用する場所での報知は緊急地震速報（警報）に整合することを推奨しています）。

4.3 緊急地震速報の利用方法の区分

緊急地震速報は利用目的によって、必要な機能・サービスが異なります。ガイドラインでは、利用するタイプを「A」「B」「C」に分け、それぞれの内容を記述しています。端末を利用する方には、端末・サービスが用途に合ったものかどうか十分確認することを推奨しています。

利用タイプ「A」：機械・館内放送設備等の自動制御

緊急地震速報を受信したとき、設定した制御条件に従い自動的に制御を行う動作での利用がこのタイプに該当します。

利用例として、列車・エレベーターの緊急停止、工場などにおける生産ラインの停止、大型タンクなどにおける流出防止装置の起動などがあります。



図15 利用タイプ「A」による、緊急地震速報の流れ

利用タイプ「B」：オペレーターを介した機械・館内放送設備等の制御

自動制御を行った場合のリスクが大きくなるおそれのある用途の場合、マニュアル等を整備した上で、訓練されたオペレーターが介在して制御を行う動作での利用がこのタイプに該当します。

利用例として、列車の減速や緊急停止、工場などにおける生産ラインの停止、高所作業やタワークレーンの作業の中断などがあります。

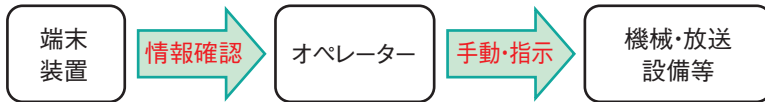


図16 利用タイプ「B」による、緊急地震速報の流れ

利用タイプ「C」：端末の報知による人の危険回避

端末の報知機能を用いて、人の危険回避に利用がこのタイプに該当します。

利用例として、家庭や小規模な事業所等において、テーブルの下に避難する等、身の安全を図るための活用があります。



図17 利用タイプ「C」による緊急地震速報の流れ

4.4 訓練・動作試験

多くの端末は、危険回避の行動訓練を行うための訓練機能や、端末の動作試験を行うための動作試験機能を持っています。ガイドラインでは、利用者に訓練機能を用いて避難訓練等を行うことを推奨しています。また、気象庁では、年1回程度、配信事業者及び官公庁に訓練報を配信しています。

端末がどのような訓練機能・動作試験機能を持つのか事前に確認しましょう。

訓練機能	危険回避の行動訓練を行うための機能。気象庁、配信・許可事業者から訓練報を受信して行う場合と、端末単独で動作させて行う場合がある。
動作試験機能	実際の緊急地震速報受信時に確実に報知・制御を行うため、定期的に動作確認をするための機能。

4.5 利用にあたって

緊急地震速報を適切にご利用いただく上で、特に重要な点と注意する点は以下の通りです。緊急地震速報の特質を理解し、正しく利用することで、地震災害から身を守りましょう。

《緊急地震速報の設備などを導入するときは》

重要

緊急地震速報の受信端末や配信サービスの選択にあたっては、各事業者から公開されているガイドラインへの対応状況を必ず確認し、安心して使用できる製品・サービスを選択しましょう。ガイドラインへの対応状況では、事業者が許可された予報の手法（1.4予報業務許可の区分、4ページ参照）についても確認し、どのような予測の方法を用いているのかを、必ず確認してください。「PLUM法」による予測を行っていない場合には、気象庁による警報が発表されていても予報による揺れが小さい場合があるので従来法とPLUM法の併用を推奨します。

緊急地震速報の予報業務許可を受けている事業者の一覧が、気象庁ホームページに掲載されています。また、当協議会では、「PLUM法」及び「長周期地震動」の予報業務許可を受けている事業者を紹介しています。ご確認ください。

利用目的に合った端末の利用をお願いします。

《悪質商法や不審人物などにご注意》

注意

気象庁では、国民のみなさまに受信装置の設置等を義務付けたり、直接設置に伺ったりすることはありません。

また、アンケート調査を行う場合でもご家庭を直接訪問したり、個人情報記入をお願いしたりすることはありませんので、ご注意ください。このような事態にあったときは、気象庁、最寄りの气象台や緊急地震速報利用者協議会事務局へご連絡ください。

《留意点》

緊急地震速報を見聞きしたときは、周囲の状況に応じて、あわてず、まず身の回りの安全を確保しましょう。なお、緊急地震速報には以下のような留意点があります。

- ・震源に近い場所では、強い揺れの到達に間に合わないことがあります
- ・予想する震度には、±1階級程度の誤差があります
- ・地震観測網から離れた海域や非常に深い場所で発生した地震では、予想の誤差が大きくなる場合があります